

施設案内と利用上の注意

2022年8月4日一部修正
駒場コミュニケーションプラザ北館・和館事務室

施設案内

駒場コミュニケーション・プラザについて

駒場コミュニケーション・プラザ(コミプラ)は、東京大学で行われる授業や講演会等、学生や教職員の方々による課外活動(部活動・サークル活動など)その他に資する目的をもって、駒場 I キャンパスコミュニケーションプラザ管理委員会によって運営されている施設です。

新型コロナウイルスの蔓延を受け、現在は限定的に施設の利用を認めています。今後の感染状況の変化によっては、利用できる教室や時間帯が変わることもあります。その際は速やかに HP 等で告知をいたします。

■開館時間 (2021年10月30日以降)

平日:9時~21時(退館)

土日祝日:10時~21時(退館)

- ◆21時は建物からの退館時刻です。教室の利用と鍵の返却は21時までに完了してください。
- ◆21時を過ぎてから鍵を返却されると「ペナルティ」の対象となり、年度内に3回、鍵の返却が遅れると、「該当月の残期間+翌月1か月」が利用禁止となります。

■特別な閉館日

- ・12/29~1/3を含む年末年始の休業期間
- ・大学入学共通テスト試験日
- ・東京大学第二次学力試験日(一般入試)
- ・全学停電日(12月第2週の土日を予定)
- ・その他、教養学部およびコミプラが必要と認めた日
- ・閉館日以外に、以下の期間は一部または全ての教室の予約を受けつけることができません。

新入生健康診断期間(北館:3月末~4月上旬)

教科書販売所(多目的教室4:準備、片付期間を含め3月~5月中旬、9月上旬~10月下旬)

駒場祭期間(北・和館全体:11月下旬の1週間程度)

■連絡先

コミプラの利用に関する疑問点等は駒場コミュニケーション・プラザ北館・和館事務室(コミプラ事務室)までお問い合わせください。コミプラ事務室の連絡先は下記のとおりです。

メール:komaba@com-pla.com

電話番号:03-5465-8847(学内内線・48847)

■ポータルサイト

コミプラ事務室では、ポータルサイト「コミプラ.com」(<http://www.com-pla.com>)により、施設利用についての様々な情報を告知しています。また、twitter アカウント(@komaba_compla)でも、補助的に情報の告知を行っています。

いますので、こちらもぜひご利用ください。なお、twitter での個別のご質問にはお答えしかねます。

各教室の設備

コミプラ北館・和館では以下の教室が利用可能です。感染防止のため、当面は各教室の利用人数に上限を設け、上限を超えた人数での利用は認めません。

教室備え付けの Projektor と音響機器は、学生団体の利用はできません(スクリーンは利用可能)。また Projektor は規格が古く、最近のパソコンとは変換コードがないと接続できない場合があります。

■北館

音楽実習室…防音仕様の教室で、主に楽器の練習等で利用されます。大部屋にグランドピアノが 1 台設置されています。小部屋は当面は利用できません(利用人数上限 33 名)。

舞台芸術実習室…防音仕様の教室で大きな鏡があり、主に演劇やダンスの練習で利用されます。倉庫にグランドピアノがあります。小部屋は当面は利用できません(利用人数上限 53 名)。

多目的教室(1~4)…主に会議や講演会で利用される教室です。多目的教室 1~3 はすべて同じ広さで、多目的教室 4 はその倍の広さがあります。床が弱いため、ダンス等の運動はできません(利用人数上限は多目的教室 1~3 が 50 名、多目的教室 4 は 83 名)。

身体運動実習室(1~3)…主にスポーツ系の活動で利用される教室です。実習室 1・2 は板張り、3 は畳となっており、どの部屋も大きな鏡があります。各部屋とも物置に机・椅子や座卓といった備品があり、会議等で利用することも可能です。更衣室・シャワー室は当面利用できません(利用人数上限は身体 1・2 連結が 66 名、身体 3 が 33 名)。

■和館

和室(1~6)…広さ 16 畳の和室です。当面の間、館内での食事・宿泊はできません。また、通常は利用の際に利用料が必要となりますが、特例としてしばらくは利用料を免除します。当面は和室 2~4 の 3 部屋セット、もしくは和室 5~6 の 2 部屋セットでの利用に限り、1 部屋ごとの利用は認めません(利用人数上限は和室 2~4 が 24 名、和室 5~6 が 12 名)。

利用形態

コミプラの利用形態には個人利用と団体利用の 2 種類がありますが、当面は団体利用のみ認めます。

団体利用はサークル・部活動といった団体で教室を利用する形態です。団体利用をするためには、事前に団体登録が必要となります。団体登録を済ませた上で、教室の予約申請を行うことで、教室の占有利用が可能です。団体登録と予約申請の方法については下記の各文書を参照してください。

団体登録申請について http://www.com-pla.com/kitakan/pdf/toroku_setsume.pdf

利用予約申請について <http://www.com-pla.com/kitakan/pdf/yoyaku.pdf>

教職員の方へ

授業や講演会、シンポジウム等でのコミプラの利用を希望される場合は、下記の文書を参照してください。

授業利用について <http://www.com-pla.com/kitakan/pdf/jugyo.pdf>

当館を教職員のサークル活動等や個人での練習・実習のために利用する場合、原則的に学生同様の取り

扱いとなります。利用を希望する場合は、上記の「団体登録申請について」「利用予約申請について」を参照の上で、団体登録と予約申請の手続きを行ってください。

利用上の注意

コミプラは皆様の利用規則に則った利用によって安全・快適な環境を保っています。コミプラを利用される際には、必ず下記の利用上の注意をお読みいただき、利用規則を遵守してご利用ください。

利用規則を守らない個人や団体に対しては利用停止などのペナルティが与えられます。また、利用上の注意が遵守されない場合、教養学部との協議の上、施設全体の貸出に影響が出るおそれがあります。不明な点がありましたらコミプラ事務室までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染防止のための特別な注意

- マスクは常時着用してください(活動計画書に記載して承認された事項を除く)。
- 北館、和館ともに食事不可とします。ペットボトルや水筒などの蓋のできる飲料は通常通り飲むことができますが、マスクを外したまま会話をしないように注意してください。
- 廊下等共用部分での活動や教室利用時間前後の館内滞在を禁止します。予約時間に入館し、利用後は速やかに退館してください。
- 個人利用および事前申請のない利用(当日予約)はできません。
- 教室利用後、利用者自身によるアルコール清掃をお願いします(用具は貸し出します)。
- 1回の活動ごとに必ず参加者リストを作成し、団体内で保管してください。
- 最低でも30分に1回、扉と窓を5分解放して換気を行ってください。また換気扇も常時スイッチをオンにしておいてください。
- 上記規則が守られない場合、該当団体には3カ月間の利用停止処分を科します(館内での食事は6ヶ月)。
- 当館の利用によって起きた新型コロナウイルスの感染について、当館はいっさいの責任を負いません。各団体が十全な感染対策を行い、安全が不安な場合は利用を中止してください。

北館・和館共通の注意

- 利用時間は厳守してください。鍵の貸出は利用開始時刻以降に行います。鍵の返却は必ず利用終了時刻までに行い、返却遅延が重なる場合は利用制限の対象となります。
- 教室の利用終了時には、使用した備品などの消毒・清掃を行い、活動中に出たゴミはゴミ袋にまとめて館外のゴミ箱に捨ててください。消毒用アルコールやタオル等は事務室で貸し出します。また、使用した備品は所定の位置に片づけ、ホワイトボードの記載内容を消すなどの原状復帰を行ってください。清掃の不備、私物・ゴミ等を置いたままでの利用終了は、利用制限措置の対象となる場合があります。
- 教室内の机などを動かした場合は、利用終了時に必ずもとの位置にもどしてください。
- 私物の管理は徹底してください。教室内に荷物だけが残っている場合、教室を施錠のうえ、荷物をコミプラ事務室に移動させることがあります。
- 館内の備品を破損させたときは、直ちにコミプラ事務室に報告してください。未報告の場合、利用制限措置の対象となり、原状回復に伴う費用を請求する場合があります。利用を始めた時点で、自らの責任によらない備品の破損に気づいた場合も、同様にコミプラ事務室に報告してください。
- 購買部書籍部間のアーケード・北館前庭園部等を含む北館・和館館内及び周辺での塗料の使用・釘や鋸等

を使用する工作等を禁止します。

- 館内への動物類の持ち込みは禁止します。
- 教室間での備品の移動はできません。
- 館内およびその周辺に許可なく立看板等を設置もしくは放置しないでください。無許可の物品の設置・放置を発見した場合は予告なく撤去・破棄します。
- 北館・和館ともにベランダ・庭園部分等を含め、火気使用禁止です。カセットコンロ等の使用はできません。ただし、茶道・香道等について、火気使用を認めることがあります(要事前申請)。
- 廊下等共用部分での活動は禁止します。北館 3 階のラウンジも利用できません。団体メンバーの廊下等での活動を発見した場合は、所属する団体に利用停止等のペナルティが科されます。
- 施設・備品等の貸出を受ける場合は、実際に利用する団体が利用しなければなりません。貸出を受けた団体と利用主体が異なる場合、当日の利用中止の上、利用制限措置がとられます。
- 館内でのイベント等の開催は当面の間できません。当館での活動の様子をオンラインで配信などする場合は、企画内容の詳細を記したメールをコミプラ事務室に送り、事前に許可を得てください。
- その他、東京大学及び駒場 I コミュニケーションプラザ管理委員会が管理運営上必要と認める注意事項は、各注意事項及び利用規則記載外であっても、これを遵守してください。

北館利用時の注意

- 騒音対策のため、教室内で楽器の演奏や合唱の練習、大音量での音楽の再生や大きな発声を伴う活動を行う場合は、教室の窓を閉めて行ってください。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、最低でも30分に1回、扉と窓を5分以上開放して換気を行い、その間は騒音を発生させる活動は中止してください。
- 教室の設備を損なう可能性があるため、多目的教室は跳躍等を伴う運動目的での利用はできません。また、身体運動実習室3での跳躍、室内備品外のスタンドの設置等、畳を傷める可能性のある行為も禁止します。非防音室での音楽練習等は禁止しませんが、騒音が甚だしい場合、事務員の判断で練習の中止や音量の抑制を促すことがあります。
- 館内での食事は厳禁です。飲料の摂取はペットボトル等、密閉可能な容器に入った飲料(酒類を除く)に限り認めます。
- 身体運動実習室以外の各教室は、土足での利用を前提としています。靴を脱いで利用することも認めていますが、靴は教室内に置いてください。

和館利用時の注意

- 貸出を受けていない部屋の襖を開ける、入室することを禁じます。
- 共用部分に破損・汚損又は亡失があった場合、破損・汚損等が起こったと推定される時間に利用していた全ての利用者の利用を制限することがあります。事後に当事者が特定されない場合、破損発生時の利用団体全ての連帯責任として原状回復にかかる損害額を請求する場合があります。
- 館内での食事は当面の間禁止します。飲料の摂取はペットボトル等、密閉可能な容器に入った飲料(酒類を除く)に限り認めます。
- 和館での音楽・演劇練習等を禁止することはしませんが、騒音を発する活動は窓を閉めて行ってください。ただし、新型コロナウイルス感染防止のため、最低でも30分に1回、扉と窓を5分以上開放して換気を行い、その間は騒音を発生させる活動は中止してください。近隣の民家等から騒音の苦情があった場合は、当

該団体のそれ以降の和館利用を認めないこともあります。

- 和館にはゴミ箱がありませんので、ゴミは各自でお持ち帰りください。通常は北館エントランス付近のゴミ箱を利用できますが、ゴミが多い場合は学生会館奥にあるグラウンド脇のゴミ置き場に捨ててください。
- 和館は土足厳禁です。盗難対策のため、脱いだ靴は玄関に備えつけてある靴袋に入れて和室まで持ってってください。

利用規則等違反とペナルティ

コミプラ利用規則や利用上の注意に違反した団体あるいは個人に対し、利用の中止・停止等の措置を行うことがあります。規則違反により各種利用停止処分を受けた団体は、処分を受けた時点で、すでに申請している処分期間中の北館・和館全ての予約が無効となります。同時にその処分期間中、次年度の団体登録申請を含むあらゆるコミプラに関する手続きを行うことができません。

利用制限基準

下記の利用制限基準では、これまでの利用規則等違反の事例に基づき、各団体に科される利用制限等を記載しています。

原則的に、各団体に科される利用制限措置の内容は下記の基準にしたがいますが、違反態様が悪質である場合等に、東京大学及び駒場 I コミュニケーションプラザ管理委員会の判断のもと、下記基準より重い制限措置を科す場合があります。

また、東京大学及び駒場 I コミュニケーションプラザ管理委員会が、その利用規則等への違反の態様から、違反した団体(及びその代表者等構成員)又は個人に利用制限措置を科すことが妥当であると判断した場合、下記に該当しない内容でも、利用制限措置等がとられる可能性があります。

北館・和館の利用態様に対する利用制限

A	違反内容	北館・和館での食事の禁止(利用時間内外や教室内外を問わず)
	利用制限	利用停止6ヵ月
	具体例	北館・和館の利用中に、教室内や館内の共用部分で食事(菓子を含む)をとる
B	違反内容	飲酒
	利用制限	利用停止12ヶ月
	具体例	事務員による現認・和室のゴミ・匂いの残留等により、館内で飲酒を行っていたと判断された
C	違反内容	許可のない火気使用
	利用制限	利用停止6ヵ月
	具体例	コミプラ北館・和館にて、コミプラ事務室に事前に申請し許可を得た以外の火気を使用する(喫煙を含む)
D	違反内容	教室貸出を受けた団体と実際の利用主体が同一ではない
	利用制限	利用停止6ヵ月(教室貸出を受けた団体と、実際の利用主体双方)

具体例	団体 A 名義で貸出を受けた教室を団体 B や、団体 A 代表 a 個人の活動の目的で利用する。(団体 A の代表 a が団体 B の構成員であっても、団体 A 名義で貸出を受けた教室を団体 B や代表者 a 個人の活動で利用することは認められない)
E 違反内容	予約外の団体利用
利用制限	利用停止2ヵ月(悪質な場合6ヵ月)
具体例	教室返却手続き後等、利用予約を行った単位外で教室を利用している (他者の利用を妨げる形で個人利用を行っている場合に、これを予約外の団体利用とみなす場合があります)
F 違反内容	鍵返却遅延累積
利用制限	利用停止1ヵ月
具体例	同一年度内の利用終了時間を経過した鍵返却遅延の累積が3回
G 違反内容	荷物、ゴミの放置、清掃の不備
利用制限	利用停止1ヵ月(悪質な場合3ヵ月)
具体例	教室返却手続き後、利用していた教室内に団体の荷物が置かれたままである、大きなゴミが残っているなど簡易清掃を行っていない
H 違反内容	施設の汚損・破損・紛失
利用制限	実費弁償(重大な備品の破損等の場合、別途利用停止措置が取られる可能性がある)
具体例	教室鍵を紛失する、椅子の脚を折る、カーペット等に染みをつくる、床や壁に大きな傷をつける等

利用予約のキャンセルに対する利用制限

A 違反内容	月内1回目の無断キャンセル
利用制限	翌々月の事前予約を受付けない
具体例	月内ではじめて、予約キャンセル手続きなく、予約した教室の利用を行わなかった ※ 同年度内3度目は C、B・C での利用停止期間経過後は月内1度目でも D の措置 ※ 同日内に複数回鍵の貸出を受ける場合、貸出回数分違反回数が加算されます
B 違反内容	同月内累積2回の無断キャンセル
利用制限	利用停止2ヵ月
具体例	同じ月に合計2回、予約キャンセル手続きなく、予約した教室の利用を行わなかった
C 違反内容	同一年度内累積3回の無断キャンセル
利用制限	利用停止2ヵ月
具体例	同じ年度内の異なる月に合計3回、予約キャンセル手続きなく、予約した教室の利用を行わなかった
D 違反内容	無断キャンセル累積による利用停止期間経過後の無断キャンセル

利用制限	上記 B・C の違反による利用停止期間経過後の無断キャンセル一回ごとに利用停止 3ヵ月
具体例	上記 B・C による利用停止期間経過後、再度予約キャンセル手続きなく、予約した教室の利用を行わなかった

※利用制限期間の計算方法

○月×日に△ヵ月利用停止とされた場合、○月の×日以降＋△ヵ月の利用停止です。

例1： 処分日・内容…5/28、利用停止 6 ヶ月 停止期間…5/28～11/30

例2： 処分日・内容…2/3、利用停止 2 ヶ月 停止期間…2/3～4/30

(利用停止期間中、団体登録更新不可。既更新の場合、更新団体に停止期間引継)

よくある質問

Q ホワイトボードペンのインク切れはどうすれば？

A 事務室までお持ちいただければ交換いたします。

Q ピアノの調律はしていますか？

A 定期的に行っています。

Q 追加してほしい備品があるのですが…

A 備品は大学と協議の上で購入していますので、窓口にて事務員にご要望をお伝えいただくか、12 月実施のアンケートでご意見をお寄せください。

Q 空調の温度を変えられませんか？

A 原則として変えられませんが、熱中症等の危険があると事務員が判断した場合のみ、変更することもあります。

Q 館内で撮影してもいいですか？

A 雑誌・新聞・テレビの取材などで館内において撮影を行う場合は、事前に教養学部総務課広報・情報企画チームとコミプラ事務室にお問い合わせください。サークルの活動の一環であっても、撮影方法や場所、日時など、許可できない場合があります。

Q 落とし物をしたのですが…

A コミプラ事務室に届いた落とし物は、貴重品であれば届き次第すぐに、それ以外のものも、拾得の翌日には学生支援課に移管します。学生支援課に移管する前の落とし物は、窓口で学生証を確認した上で返却します。

Q チラシやポスターを廊下などに貼りたい。

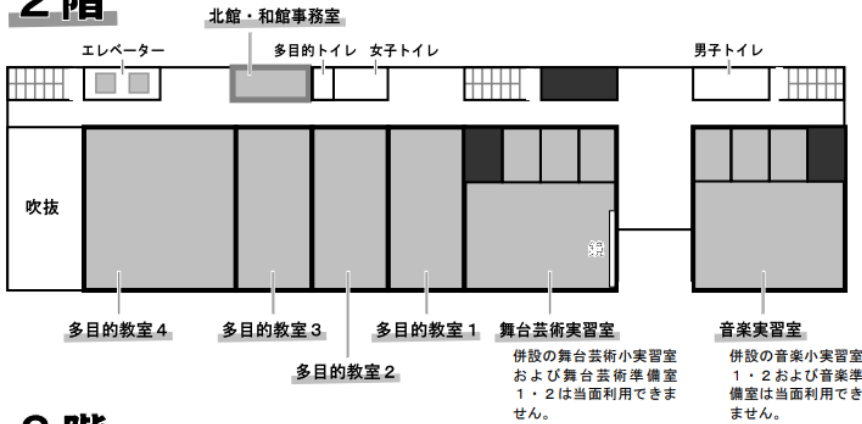
A 原則として認められません。

Q 所属団体や他団体の代表者の連絡先を教えてください。

A 所属団体の代表者については、所属団体内でお聞きください。他団体の代表者については、団体の許可なくお教えできません。

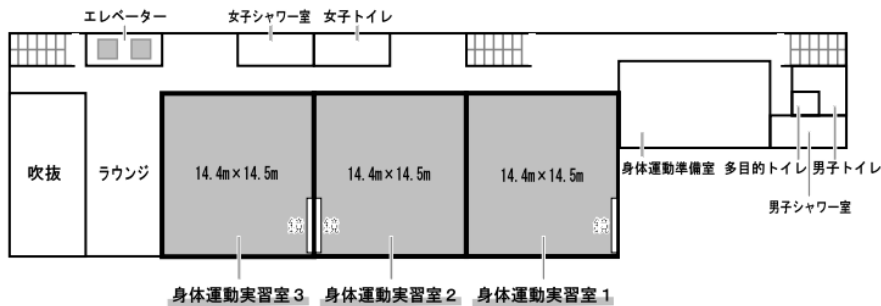
北館 設備一覧

2階

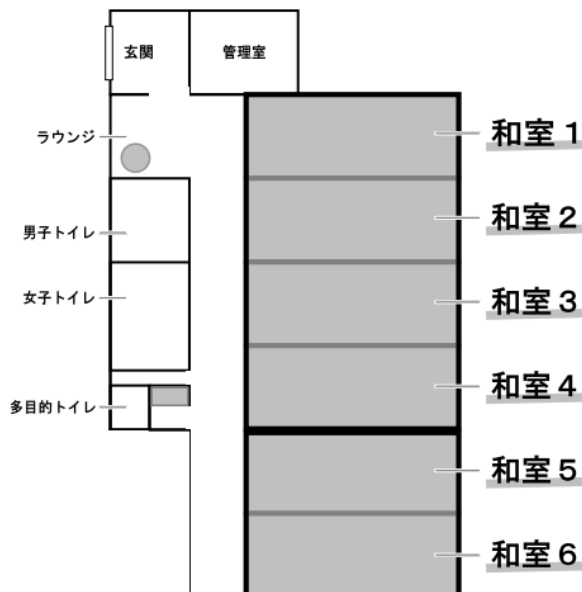


- ・身体運動実習室 1~3 のフローリングおよび畳敷き部分は、全て土足厳禁です。
- ・更衣室・シャワー室は当面利用できません。
- ・各教室の主な備品については、次ページの備品一覧を参照してください。
- ・机、椅子を含め、利用備品のセッティングおよび片付けは全て利用者が行う必要があります。
(学会等の有償サポートについては事前にお問い合わせください)
- ・ペットボトル等密閉可能な容器からの飲料摂取以外の飲食は禁止です。

3階



和館 設備一覧



- ・和館和室が 6 室あります。
4 部屋(和室 1~4)と 2 部屋(和室 5・6)に分かれており、襖を開放すれば、各々で部屋をつなげて利用することもできます。
- ・館内での食事・宿泊は当面の間できません。
- ・閉館期間は北館の施設と同様です(p. 2 を参照してください)。ただし閉館日前日は宿泊利用はできません。
- ・各部屋に備品として座卓×3 と座椅子、座布団があります。
- ・シャワー等の入浴設備、冷蔵庫等の調理設備はありません。
- ・火気の使用は、事前の申請を伴う茶道・香道での使用以外は、全て禁止です。
- ・1 室あたり 2,000 ワットを超える電気機器を使用しないでください。
- ・各部屋の網戸は外して管理室で保管してあります。利用を希望される場合は、入室の際にコミプラ事務室に申し出てください。

音楽実習室

広さ…約 14.8m×9.1m (板張り)
 椅子…90 木製椅子…59
 ピアノ用椅子…5
 可動式テーブル…3 (W1800×D600×H700)
 譜面台…1
 指揮台…1
 長机…5 (準備室)
 ホワイトボード…1 (可動式/五線譜入り)
 グランドピアノ…3 (小実習室1・2に1つずつ)
 アップライトピアノ…1 (準備室)
 音響機器…1
 ※照明は一部可動



音楽実習室



グランドピアノ
(音楽実習室)



ホワイトボード



音楽小実習室 1



音楽小実習室 2



アップライトピアノ
(音楽実習準備室)



可動式テーブル



グランドピアノ
(音楽小実習室 2)



椅子 (音楽実習室)

舞台芸術実習室

広さ…約 14.8m×9.1m (板張り)
 木製椅子…18
 ピアノ用椅子…3
 可動式テーブル…3 (W1800×D600×H700)
 鏡…1 (壁面に固定)
 ホワイトボード…1 (可動式/無地)
 ダンス用マット…16
 グランドピアノ…1 (倉庫、個人利用不可)
 アップライトピアノ…1 (小実習室)
 音響機器…1 (音楽再生のみ可)
 ロッカー…18×2 部屋 (準備室1・2)
 化粧台…1×2 部屋 (準備室1・2)



舞台芸術実習室



ロッカー
(舞台芸術準備室)



木製椅子 (音楽・舞台)



舞台芸術準備室



舞台芸術小実習室



アップライトピアノ
(舞台芸術小実習室)



鏡台 (舞台芸術準備室)

多目的教室 1・2・3

広さ…約 7m×14.4m (カーペット)
 折り畳み椅子…48 (テーブル付き)
 可動式テーブル…2 (W1800×D600×H700)
 ホワイトボード…1
 (W6000×H1500/壁面に固定/暗線入り)
 スクリーン…1
 プロジェクター…1
 (天井に固定/授業利用・学術研究等利用のみ貸出)
 音響機器…1 (授業利用・学術研究等利用のみ貸出)



多目的教室 1



多目的教室 2



ホワイトボード



折り畳み椅子
(多目的教室1~3)



多目的教室 4



スクリーン
(多目的教室 4)



椅子 (多目的教室 4)

多目的教室 4

広さ…約 14m×14.4m (カーペット)
 椅子…96 (テーブル付き)
 可動式テーブル…4 (W1800×D600×H700)
 ホワイトボード…1
 (W6000×H1500/壁面に固定/暗線入り)
 スクリーン…1
 プロジェクター…1
 (天井に固定/授業利用・学術研究等利用のみ貸出)
 音響機器…1 (授業利用・学術研究等利用のみ貸出)



可動式テーブル
(身体・多目的)



身体運動実習室 3

身体運動実習室 1・2

広さ…約 14m×14.4m (板張り)
 木製椅子…計 80 (身体1・2あわせて)
 可動式テーブル…計 27 (W1800×D600×H700)
 鏡…1 (壁面に固定)
 ホワイトボード…1 (可動式/無地)
 ダンス用マット…32
 スクリーン…1
 プロジェクター…1
 (可動式/授業利用・学術研究等利用のみ貸出)
 音響機器…1
 (授業利用・学術研究等利用のみ貸出)

身体運動実習室 3

広さ…約 14m×14.4m (畳敷き)
 座卓…6
 スクリーン…1
 鏡…1 (壁面に固定)
 音響機器…1
 (授業利用・学術研究等利用のみ貸出)



机と木製椅子
(身体運動実習室1・2)



ホワイトボード
(身体運動実習室1・2)



スクリーン



座卓 (身体運動実習室 3)



身体運動実習室 1・2

駒場コミュニケーション・プラザ利用規則

第1章 総則 (趣旨)

第1条 この規則は、駒場コミュニケーション・プラザ、付帯の各施設及びセンターコート(中庭)(以下、個別に又は総称して「コミプラ」という。)の利用について定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 コミプラは、次の各号に掲げる目的に利用することができる。

- 1.本学学生の正課授業及びそれに準ずるもの
- 2.本学学生の課外活動
- 3.本学教職員の学術研究等
- 4.公開講座等社会連携事業
- 5.前各号に定めるもののほか、本学大学院総合文化研究科長(以下「研究科長」という。)が適当と認めたもの。

(利用者の範囲)

第3条 コミプラを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1.本学教職員
- 2.研究科長が認める本学学生の団体
- 3.前各号に定めるもののほか、研究科長が適当と認めた者

(利用の申込み)

第4条 第2条第(1)号に規定する目的でコミプラを利用する場合は、各学期の授業時間割編成時までに本学教職員が教務課に申し込むものとする。

第2条第(1)号以外の目的でコミプラを利用する場合は、別途定める利用手引に従い事前に申し込むものとする。

(利用責任)

第5条 利用者はコミプラの利用後は、消灯、窓扉等の戸締まり及び簡易清掃(ゴミ拾い)に十分注意し、利用前の状態に復するものとする。

2 利用者はコミプラの利用にあたっては、本規則を遵守し、また本学職員等(業務を委託されたものを含む)の指示に従うものとする。

3 コミプラ利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故については、本学に過失が無い限り、利用者が自ら一切の責任を負うものとする。

(損害賠償)

第6条 利用者は利用中(準備・撤去を含む)にコミプラの設備及び備品を破損、汚損又は亡失したときは、直ちに駒場 I コミュニケーションプラザ管理委員会(以下「管理委員会」という)報告しなければならない。

2 管理委員会は、前項について速やかに本学に報告する。

3 本学と管理委員会が協議のうえ適当と認めた場合には、第1項を合理的な範囲で原状回復するのに必要な費用を、本学は利用者に損害賠償請求するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに本学及び管理委員会が管理運営上必要と認めて行う措置に従わなければならない。

- 1.規律の維持に務め、コミプラ、コミプラの設備及び備品を丁寧に取り扱い、これらを汚損し、又は損傷しないこと。

- 2.品位を保ち、清潔に留意して、他人に不安又は不快感を起こさせる行為を行わないこと。
- 3.爆発物、発火の危険のある物品を持ち込まないこと。

4.所定の場所以外で喫煙・飲酒及び飲食を行わないこと。

5.コミプラ付帯設備、備品等を許可なく移動しないこと。

6.事前に承認した場所及び期間を除いて、掲示物(張り紙、ポスター等を含むが、これに限らない。)を掲示しないこと。

7.許可無く物品(机、椅子、立て看板、自転車等を含むが、これに限らない。)を設置もしくは放置しないこと。

8.コミプラの利用に当たっては、その利用目的に従って利用し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

(利用制限)

第8条 下記の各号に該当する場合、本学及び管理委員会は利用を中止させること及び予め利用申込みを受け付けないことが出来る。

1.第2条(利用の目的)を逸脱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

2.公の秩序または善良な風俗を乱している場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

3.コミプラの他の利用者に支障をきたしている場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

4.コミプラ及び付帯設備を損傷した場合、又はそのおそれがあると認められるとき。

5.営利を目的とする会合、特定の宗教団体の布教活動を目的とする会合、選挙の事前運動に当る会合、若しくは選挙の公平を冒すおそれの強い会合を開催している場合、またはそれらに該当する会合を開催するおそれがあると認められるとき。

6.その他、学生の教室貸与の基本原則に反すると判断した場合及びコミプラの管理・運営上支障がある場合、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(機器の利用)

第9条 コミプラの利用時にコミプラの設備及び備品を利用する場合は、別途定める利用手引に従うものとする。

2 コミプラの利用時にコミプラ付帯の機器以外の機器を利用者が持ち込んで利用する場合は、別途定める利用手引に従い、事前に本学及び管理委員会の承認を得るものとする。

(罰則)

第10条 この規則に違反した者は、コミプラの利用を一定期間停止、又は禁止することができる。

(本規則の変更)

第11条 この規則は、本学と管理委員会が協議のうえ変更することができる。

第2章 北館の利用

(利用施設の範囲)

第12条 この規則において利用を認める北館は、次の各号に掲げる施設とする。

- 1.多目的教室 1~4
- 2.舞台芸術実習室及びその準備室
- 3.音楽実習室及びその準備室
- 4.身体運動実習室 1~3
- 5.身体運動実習準備室

6.ラウンジ等共用部分

(開館日及び開館時間)

第13条 北館を利用できる日及び時間は、管理委員会が別途定める年間業務計画書に定めるものとする。

2 本学が必要と認めたときは、管理委員会と協議のうえ前項で定められた開館日及び開館時間を変更することがある。

(ラウンジ等共用部分の利用)

第14条 第12条(6)号ラウンジ等共用部分は、第13条(開館日及び開館時間)に定められた時間内に限り、第2条(利用の目的)以外の利用を認め、その場合は第4条(利用の申込み)を適用しない。

第3章 和館の利用

(利用施設の範囲)

第15条 この規則において利用を認める和館は、和館 1~6 とする。

(開館日及び開館時間)

第16条 和館を利用できる日及び時間は、管理委員会が別途定める年間業務計画書に定めるものとする。

2 本学が必要と認めたときは、管理委員会と協議のうえ前項で定められた開館日及び開館時間を変更することがある。

(使用料)

第17条 和館を利用する場合は、所定の使用料を本学に支払うものとする。

第4章 南館の利用

(利用施設の範囲)

第18条 この規則において利用を認める南館は、食堂、及び交流ラウンジとする。

(開館日及び開館時間)

第19条 南館を利用できる日及び時間は、管理委員会が別途定める年間業務計画書に定めるものとする。

2 本学が必要と認めたときは、管理委員会と協議のうえ前項で定められた開館日及び開館時間を変更することがある。

(利用範囲の限定解除)

第20条 南館は、第19条(開館日及び開館時間)に定められた時間内に限り、第2条(利用の目的)以外の利用を認め、その場合は第4条(利用の申込み)を適用しない。

(利用範囲の限定解除)

第21条 この規則に定めのない事項および詳細については別途定める。

補足

センターコート(中庭)については、本利用規則の第5条乃至第8条のみ適用する。

附則

この規則は平成31年4月1日から施行する。